

令和3年8月5日

一般社団法人茨城県トラック協会  
会長 小倉 邦義 殿

茨城県警察本部交通部  
交通総務課長

小 森 正 彦



飲酒運転の防止に向けた事業者への周知について（依頼）

貴団体におかれましては、平素から警察行政各般にわたり、格別の御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、飲酒運転の防止に関連した自動車の使用者の義務や安全運転管理者が行う業務に関して、添付の依頼文のとおり警察庁及び国土交通省から周知がまいりました。

つきましては、業務において自動車を使用する際の飲酒運転の根絶に向け、添付の資料を踏まえ、貴団体傘下の事業者やその関係する事業者に対し、幅広く周知を行い、安全運転管理者の選任を始めとする義務の遵守の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- 「飲酒運転の防止に向けた所管事業者等への周知について（依頼）」  
（令和3年7月26日付け事務連絡）
- 道路交通法に定める飲酒運転防止に関する使用者の義務一覧
- 安全運転管理者の制度概要
- 都道府県警察窓口
- 自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導  
及び監督の実施マニュアル「トラック事業者編」（抜粋）
- ドライブレコーダーの活用に関する広報資料

事 務 連 絡  
令 和 3 年 7 月 2 6 日

各府省庁事業所管課長等 各位

警 察 庁 交 通 局 交 通 企 画 課 長  
国 土 交 通 省 自 動 車 局 安 全 政 策 課 長

飲酒運転の防止に向けた所管事業者等への周知について（依頼）

平素から警察行政の各般にわたり御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

先般、千葉県八街市において発生した多数の小学生が死傷した交通事故については、現在、千葉県警察において捜査が進められているところですが、建設業許可事業者の子会社に勤務する被疑者から基準値を超えるアルコールが検出され、その影響により当該事故の発生に至った可能性が指摘されています。

道路交通法（昭和35年法律第105号）においては、業務に使用する自動車の使用者（以下「自動車の使用者」という。）の義務として、運転者等に安全運転に関する事項を遵守させることや、運転者に飲酒運転や過労運転などをしないことを遵守させることが定められているほか、酒気帯び運転その他自動車の運転に関し一定の違反行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならないと定められています。

これに加え、自動車の使用者に対しては、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「内閣府令」という。）で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに内閣府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転管理者を選任する義務が定められています。安全運転管理者が行うべき業務としては、運転者に対して行う交通安全教育のほか、飲酒、過労、病気その他の理由による正常な運転ができないおそれがないかどうかを確認し、安全運転を確保するために必要な指示を与えることなどが定められています。

なお、飲酒の有無の確認に際し、業務前後におけるアルコール検知器の活用や確認結果の記録を行うことは、飲酒運転の防止の上で、より効果的であると考えられます。また、ドライブレコーダーについても、交通安全教育の際に活用すれば、運転の挙動の客観的な記録を通じて効果的な指導が期待できるほか、運転者の違反の抑止効果も期待できます。このほか、飲酒運転の防止のための留意点については、添付の『自動車運送事業者が事業用自動車

の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル「トラック事業者編」』が参考となります。

各府省庁におかれましては、所管する事業に係る業務において自動車を使用する際の飲酒運転の根絶に向け、道路交通法等の規定の内容や、自動車の使用者又は安全運転管理者の行う業務の効果的な実施方策について、所管する事業者やその関係する事業者に対し、幅広く周知を行い、安全運転管理者の選任を始めとする義務の遵守の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、周知にあたっては、添付資料を適宜御活用ください。

#### 【添付資料】

- 道路交通法に定める飲酒運転防止に関する使用者の義務一覧
- 安全運転管理者の制度概要
- 都道府県警察窓口
- ドライブレコーダーの活用に関する広報資料
- 自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル「トラック事業者編」（抜粋）
- 周知用ひな型